



# トピックアンドコア通信

【令和3年5月31日号】

10 都道府県に発出されていた 3 度目の緊急事態宣言は、6 月 20 日まで延長となり、6 月 21 日以降はまん延防止等重点措置へ移行（沖縄県のみ再延長）されることとなりました。政府は、感染拡大防止の観点から「在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の 7 割削減」を要請していますが、なかなか進んでいないのが現状です。厚生労働省では「テレワーク総合ポータルサイト」を立ち上げ、テレワークの導入方法や導入事例を紹介しています。さらに、テレワークを導入した際の交通費や通信費の取り扱いなど、課税や社会保険・労働保険の算定基礎に入れるか否かについても Q & A 方式で分かりやすく説明しています。ちょうど、企業の人事・総務部では年度更新、算定基礎の繁忙期となります。適正に保険料を算出できるよう今一度、ご確認ください。

## ■改正育児・介護休業法が成立（2021年6月3日）

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、育児・介護休業法が改正されました。育児・介護休業法の改正は、2019（令和元）年、2017（平成 29）年、2016（平成 28）年と頻繁に行われており、改正法の附帯決議には「改正で複雑化した制度」と皮肉のように記載されています。今回の改正点については、3 回に分けて順次施行される点にも注意が必要です。



### <改正の内容>

#### ■ 施行日：2022（令和 4）年 4 月 1 日～

1. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する 個別の周知・意向確認の措置の義務づけ
2. 有期雇用労働者の育児・介護休業 取得要件の緩和



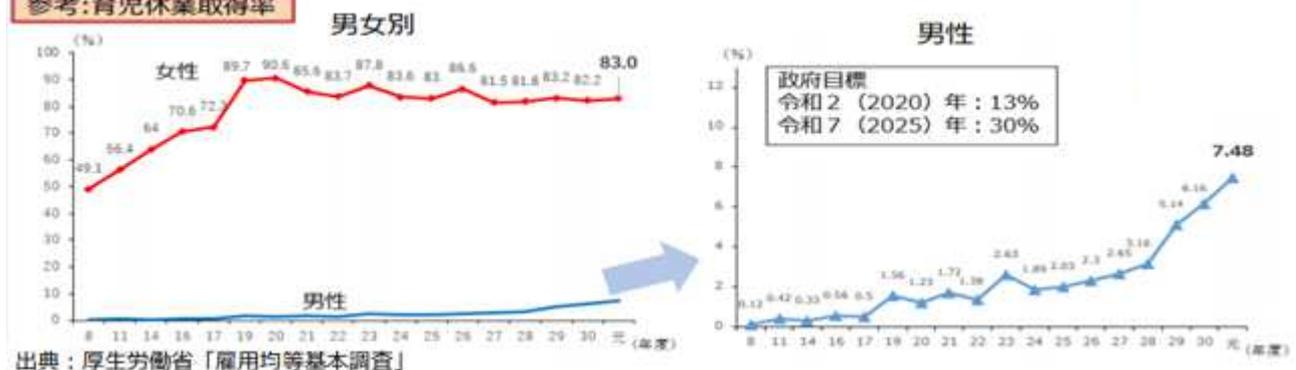
#### ■ 施行日：2023（令和 5）年 4 月 1 日～

3. 育児休業の 取得状況の公表を義務づけ

#### ■ 施行日：2021（令和 3）年 6 月 9 日の公布日から 1 年 6 か月を超えない範囲内で定める日

4. 男性の育児休業取得促進のため、この出生直後の時期における 柔軟な育児休業の創設
5. 育児休業の 分割取得

### 参考：育児休業取得率



取り急ぎ、準備を進めるべき「2022(令和4)年4月1日～の改正点」の詳細を確認しましょう。

## 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が**事業主の義務**になります

施行日：令和4年4月1日

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

・雇用環境整備の具体的内容については、複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

## 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日

### 改正前

（育児休業の場合）

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

### 改正後

- **(1)の要件を撤廃**し、(2)のみに  
※無期雇用労働者と同様の取り扱い  
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)

・ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。



## ■育児休業中の保険料の免除要件の見直し、他（令和4年10月1日～）

改正健康保険法が成立しました。これまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、様々な見直しが行われます。企業で働く労働者に影響があるものは以下です。

### ■傷病手当金の支給期間の通算化 施行日：2022（令和4年）年1月1日～

傷病手当金について、出勤に伴って不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算を行うものとする



### ■育児休業中の保険料の免除要件の見直し 施行日：2022（令和4年）10月1日～

短期の育児休業取得：月内に2週間以上の育児休業を取得した場合→当該月の保険料を免除  
※賞与に係る保険料は、1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とする

## 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPター名古屋 7F

TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F

TEL：092-273-0503

E-mail：contact@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

